

2022年7月
No.22-116a(全)

「SARS-CoV-2 核酸検出」 実施料改正に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年6月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0628第4号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)が改正され、過日ご案内(Information No.22-061a(全))のとおりSARS-CoV-2核酸検出検査の実施料が令和4年7月1日より700点となりましたのでご案内いたします。

敬具

記

■改正内容

●令和4年7月1日より、以下の実施料に改正されました。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出(PCR)検査(委託)	1,800点	1,350点	850点	700点
核酸検出(PCR)検査(委託以外)	1,350点	700点		
抗原検出検査(定性)	600点		300点	
抗原検出検査(定量)	600点		560点	

※ D023 微生物核酸同定・定量検査

(18)SARS-CoV-2核酸検出

ア SARS-CoV-2核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

詳細につきましては、医療課長通知(保医発0628第4号)をご参照ください。

URL: <https://ajhc.or.jp/siryo/20220628-1.pdf>

以上